

議案第31号

伊賀市印鑑条例の一部改正について

伊賀市印鑑条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和6年2月26日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市印鑑条例の一部を改正する条例

伊賀市印鑑条例（平成16年伊賀市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「第22条」を「第22条第1項」に、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「受けている者」の次に「又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用する者」を加える。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。